

一般の非現業職員に認められている団結権の法的効果について

職員団体の結成

- 職員団体：職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的に組織（地公法第52条①）
- 職員は、職員団体に属していないという理由で、勤務条件等に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない（地公法第55条⑪）
- 不利益取扱の禁止（職員が職員団体の構成員であること、職員団体のために正当な行為をしたことを理由とする）（地公法第56条）
- 職員団体は、法人格を取得することが可能（人事委員会又は公平委員会の認証）（法人格付与法第3条②）

（参考）その他職員団体の運営に関して条例等により認められるものの例

- チェック・オフ（給与からの職員団体費の控除）：条例で定める場合に可能（地公法第25条②）
- 庁舎内における職員団体のためのスペースの使用：行政財産の目的外使用の許可の範囲内で可能（自治法第238の4⑦）
（職員団体の事務室、掲示板の使用等）

職員団体の登録

- 登録職員団体：所定の要件を満たせば、人事委員会又は公平委員会において登録（地公法第53条①）
⇒ 同一の地方公共団体に属する職員のみをもって組織すること等が登録要件とされる（地公法第53条④）
- 職員団体の業務への従事：任命権者の許可により、登録職員団体の役員として専従することが可能
（地公法第55条の2①）
- 登録職員団体は、法人格を取得することが可能（登録した人事委員会又は公平委員会に対する申出）（法人格付与法第3条①三）

一般の非現業職員に認められている団体交渉権の法的効果について

当局と交渉する権利

- 登録職員団体：地公法第55条に基づき、当局が交渉に応ずべき地位に立つ（地公法第55条①）
※職員団体との交渉については、当該職員団体が非登録団体である場合においても、交渉事項、出席者の交渉資格等を検討した上で、それを拒む合理的な理由がない限り、恣意的に拒否しないよう努めることとされている。

交渉事項の範囲

- 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに付帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項（地公法第55条①）
- 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない（地公法第55条③）

交渉のルール

- 交渉は、職員団体が役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間で行う（特別の事情があるときは、役員以外の者を指名することが可能）（地公法第55条⑤、⑥）
- 当事者間で予め議題・時間・場所等を取り決める（予備交渉）（地公法第55条⑤）
- 適法な交渉を勤務時間中に行うことが可能（地公法第55条⑧）
- 団体協約を締結する権利を含まないが、法令、条例、規則等に抵触しない限りにおいて、当局と書面による協定を締結することが可能（地公法第55条⑨）
※協定は、当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもって履行しなければならないとされている。
- 給与を受けながらの職員団体の業務従事：条例で定める場合に可能（地公法第55条の2⑥）

(関係条文)

職員団体の結成

◎地方公務員法

第52条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、(中略)職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、(後略)

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

第56条 職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

(参考)

○ チェック・オフ(給与からの職員団体費の控除)

◎地方公務員法

第25条 (略)

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

○ 庁舎内における職員団体のためのスペースの使用(職員団体の事務室、掲示板の使用等)

◎地方自治法

第238条の4

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

職員団体の登録

◎地方公務員法

第53条 職員団体は、条例で定めるところにより、(中略)人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称
- 二 目的及び業務
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
- 五 理事その他の役員に関する規定
- 六 第三項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
- 七 経費及び会計に関する規定
- 八 他の職員団体との連合に関する規定
- 九 規約の変更に関する規定
- 十 解散に関する規定

3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実に、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。(後略)

4 (前略)職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。(後略)

第55条の2 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

法人格の付与

◎職員団体等に対する法人格の付与に関する法律

第3条 次の各号に掲げる職員団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関(略)に申し出ることにより法人となることができる。

一・二 (略)

三 地方公務員法第五十三条の規定により登録された職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

2 職員団体等(前項各号に掲げる職員団体を除く。(略))で、規約について認証機関(注:人事委員会又は公平委員会)の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

当局と交渉する権利

◎地方公務員法

第55条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社会的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

11 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

※ 職員団体との交渉については、当該職員団体が非登録団体である場合においても、交渉事項、出席者の交渉資格等を検討した上で、それを拒む合理的な理由がない限り、恣意的に拒否しないよう努めること。

(昭和49年度人事管理運営における主要課題について(S49.4.25 自治省行政局公務員部長通知))

交渉事項の範囲・交渉のルール

◎地方公務員法

第55条

3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。

5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たっては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。(後略)

8 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。

9 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。

第55条の2

6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。